

春の火災予防運動 4月20日～4月30日

《全国統一標語》

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



春の火災予防運動が 実施されます

例年以上の大雪に苦しめられた冬でしたがようやく終わりを告げ、春の暖かさを感じられる季節になりました。今年の寒波により、除雪や屋根の雪下ろし中の事故、視界不良による交通事故、暖房機器が原因となる火災の発生等、全国でもさまざまな事故が起こり、連日ニュース等で目にする機会が多かったのではないのでしょうか？

春が訪れましたが、これからの季節は空気が乾燥し、強い風が吹く日が多くなる等、冬と同様に火災の発生しやすい時期でもあります。タバコのポイ捨てやゴミ焼き等を行うと一気に広がり、火災となってしまう恐れがありますので、そのような行為は行わないよう、日ごろから火の用心の心掛けをお願いします。

留萌消防組合では運動期間中、サイレンの吹鳴、火災防ぎよ訓練、街頭啓発、防火査察等さまざまな行事を通じて火災予防をうったえてまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

焚き火 ×



タバコのポイ捨て ×



認定表示証

『消防団協力 事業所制度』

留萌消防組合では、平成22年から「消防団協力事業所制度」を導入しています。

この制度は、地元企業・事業所の協力を得て、地域防災力の強化を図っていくとするもので、消火活動や自然災害等の大規模災害時において住民の安全確保、被害軽減の活動に必要な消防団員の確保を促進することを目的とし、消防団活動への協力を通じて、社会貢献が顕著であると認められる事業所を消防団協力事業所と認定し、その証として表示証（プレート）を交付するものです。

具体的には、消防団員を複数名雇用している事業所等、消防団防災活動に対し特に積極的に協力している事業所が対象になります。

現在まで留萌市の祐川商店（礼受町）・米倉水産（瀬越町）・深瀬鉄工所（元町）、小平町の小平自動車運輸（字小平町）・新名建設（字小平町）の5社が認定を受けています。消防団活動は、地域の皆様のご理解に支えられています。

地域防災のため、消防団へのご協力をよろしく願っています。

住宅用火災警報器を設置しましょう。